

別表

1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助金の額	4 対象となる初任者研修
<p>事業所を運営する法人</p>	<p>次に掲げる経費（補助対象者が事業実施年度内に支出した経費に限る。）を対象とする。なお、受講経費については、必須テキスト代及び実習費を含む。 （ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない。）</p> <p>1 補助対象の法人が介護職員初任者研修実施機関に直接支払った介護職員に係る受講経費</p> <p>2 介護職員が介護職員初任者研修実施機関に直接支払った受講経費に対して、補助対象の法人が当該介護職員に支払った支給金（全額又は一部に相当する金額であって給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。）</p>	<p>受講者一人当たり補助対象経費の1／3に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする）又は2万円のいずれか小さい額</p>	<p>事業実施年度の4月1日以降に開講され、3月31日までに修了するもの</p>